

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公表番号】特表2017-517661(P2017-517661A)

【公表日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2017-511128(P2017-511128)

【国際特許分類】

E 04 C 5/18 (2006.01)

E 04 G 21/12 (2006.01)

【F I】

E 04 C 5/18 102

E 04 G 21/12 105 E

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月1日(2018.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

鉄筋の生産に関する規定においては、鉄筋コンクリート構造物に熱が加えられても容易に崩壊されないようにするために、鉄筋はコンクリートと熱膨張の割合が同様な材料性質を保持して生産するようにしているが、韓国の鉄筋継手に関する規定において、鉄筋の呼称名がD29(直径29mm)以上の鉄筋継手には重ね継ぎ手方式を許容しないため、前述したように、鉄筋をガス圧接や機械的な方式で連結している。この方式は鉄筋に熱や外力を加える二次加工をすることにより鉄筋本来の材料性質を変化させる継ぎ手方式で、この連結方式を不可避的に許容するのは鉄筋本来の材料性質を変化させることなしに連結することができる鉄筋連結具がたくさん開発されているからである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

上記ピッチAは隔離距離Bと相異する寸法を有する範囲内であれば、図5のように短くてもよく、隔離距離Bより長く形成されても構わない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0086

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0086】

従って、突起収容溝のピッチと内径を多様に変更して適用する際に互いに相異する規格の鉄筋を容易に結合することができるようになるので、簡単に結合可能でありながらも管理が容易で、作業現場で幅広く適用可能である。